

PC版(平成27年度 税制改正対応)

新・相続対策マスター

ご利用の手引き

SHAFT

株式会社シャフト

PM-16-0224

はじめに

PC版 新・相続対策マスター(以下本ソフト)をご利用にあたり下記についてあらかじめ承諾をいただいた上で本ソフトを利用いただくものとします。
インストール手順に関しましては、本ソフトのパッケージ内に同封されています「はじめに」を参照の上、インストールを行ってください。

- 本ソフトの計算結果はあくまでも概算です。したがって実際の税額等を保証するものではありません。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- 本ソフトに起因して利用者及びその他第三者に損害が発生しても、株式会社シャフト及び本ソフトの監修者は一切の責任を負いません。

株式会社シャフト
〒531-0071 大阪市北区中津1-2-18 ミノヤビル7階
<http://www.shaft-creations.com>

FP塾
<http://www.fp-school.com>

目次

はじめに	1
概要	2
シリアル認証 および ユーザー登録	3
シミュレーション(入力)手順	4
ステップ1. 基本情報の入力	5
ステップ2. 被相続人の家族構成図と相続人の選択	8
ステップ3. 相続財産の一覧	9
ステップ4. 相続財産の分割情報	10
ステップ5. 各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額	11
印刷	15
印刷結果例	18
データ保存とデータ読み込み	21
単位設定	22
入力情報のクリア	23

概要

本ソフトは「相続における必要な資金(＝生命保険の準備額)の概算」を試算することができます。

- ・相続人一人ひとりの納税資金の概算を計算します。
- ・そのための換金性資産は足りるのか？ 納税資金の不足分はいくらかを計算します。
- ・相続人ごとの財産を全額守るために、それぞれ個々にいくら生命保険金が必要なのか？を試算することができます(相続財産完全防衛額を相続人ごとに算出できるのは業界初！)。
- ・遺産分割において、相続人個々の遺留分侵害額を計算します。
- ・自社株の納税猶予制度を活用した場合、納税猶予額の計算と猶予後の相続税額を試算します。
- ・「持分あり社団医療法人」において、納税猶予制度を適用するか否かにより、出資評価額を相続財産に加えるかどうかが決めます。
- ・二次相続対策として配偶者の引き継いだ相続財産に、配偶者自ら所有する財産(小規模宅地等の課税価格の特例が使えない場合には差額分も含めて)を入力して二次相続税額を計算します。
- ・配偶者が今後生活していく上で、遺族の生活資金がいくら不足しているのか？を計算します。

大きな特徴として、顧客と対話しながら簡単に入力ができ、上記の結果を求めることができるようになっていきます。

特に財産分割については、顧客の希望を聞きながら何度でも「誰にいくら財産を分割するのか」をシミュレーションすることができます。

PC版(平成27年度 税制改正対応) 新・相続対策マスターの特徴

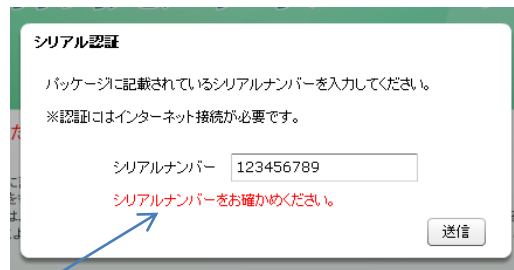
- ◎対話式だから入力が簡単
- ◎プリントアウト機能搭載
- ◎四世代にわたる家族構成図の中で、法定相続人と相続分の特定
- ◎シンプルかつビジュアルで非常に分かりやすい
- ◎被相続人の希望による財産分けが繰り返し可能
- ◎個々の財産完全防衛額(生命保険準備額)を表示
- ◎万円・千円の単位切り替えができ、保険会社・銀行・税理士等すべてに対応
- ◎簡易な二次相続税額の算出が可能
- ◎簡易な生前贈与シミュレーションによる税額の比較を表示
- ◎先妻・先妻の子および非嫡出子も家族構成図に表示
- ◎医療法人の納税猶予制度の適用・非適用を選択

動作環境

- ◎対応OS … Microsoft Windows 10・Windows 8・Windows 7・Windows Vista
- ◎画面解像度 … 1024×768 px 以上

シリアル認証 および ユーザー登録

● インストール直後表示(シリアル認証画面)



※ エラー時は、こちらの赤文字をご確認ください。

● エラー例

シリアルナンバーをお確かめください。	入力したシリアルナンバーが間違っています。 入力時の入力モードをお確かめください。(半角英数、大文字)
既に登録されているシリアルナンバーです。	入力したシリアルナンバーが既に使用台数に達していませんか？
認証状態の保存でエラーが発生しました。	パソコンに認証情報を保存できていない可能性があります。 (アカウントの権限を管理者にする事により回避出来る場合があります。 → 管理者権限を確認の上、ご連絡ください。)
エラー: インターネットからの応答がありません。	インターネットにはつながっていますか？ なんらかの理由でサーバーからの応答がない。 (セキュリティソフトやユーザーアカウントの権限等には問題はありませんか？)

● シリアル認証後、トップ画面が表示されますので、ユーザー登録をお願いいたします。



新・相続対策マスター【ユーザー登録】

登録いただく、最新の製品情報やバージョンアップのご案内などをお受けいただくことができます。
尚、登録がない場合はこれらのサポートをお受けできないことご了承ください。

※印は必須項目です。

名前※

会社名

郵便番号※

都道府県※ 選択してください

住所※

電話番号(ハイフンなし)

電子メールアドレス※

こちらのメールアドレス宛にご案内をお送りいたします。

■ 弊社ではご登録ユーザーに対して、下記情報をご案内させていただきます。

- 当製品に関するサポート情報のご案内
- 新製品(アップグレード版)のご案内

シミュレーション(入力)手順

本ソフトは2つの大きなステージから成り立っています。

1. 被相続人の家族構成(家族以外も含む)を入力することから、法定相続人を自動判別、法定相続分を自動計算します。
2. 財産一覧への入力と、それぞれの相続人への分割額を決めることにより、各相続人の相続税額等を概算計算します。
また、相続税の関連資金(※)も同時に計算されます。

※遺族の生活資金計算。遺産分割対策資金(遺留分侵害額)の計算。二次相続税額の簡易計算。生前贈与(暦年贈与)した場合の税額比較簡易シミュレーション。自社株の納税猶予額の計算。持分あり医療法人の納税猶予の適用の有無の判断。

<手順>

ステップ1. 基本情報の入力

配偶者の有無や子どもの人数、養子、親族以外の人などを質問形式で入力します。

ステップ2. 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。

また、この画面では、法定相続人以外で財産を相続させたい人を選択(クリック)することができます。選択すると表示の一部がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。

ステップ3. 相続財産の一覧

相続対象となる被相続人の財産を、土地・建物や自社株等の種類ごとに入力します。

なお、自社株・死亡退職金・生命保険金については専用の入力画面を用意しています。

ステップ4. 相続財産の分割情報

ステップ2で決定した相続人に、ステップ3で入力した財産をそれぞれに分割して入力します。

誰に、いくら渡すのかは自由に設定できます。一つの財産を複数の相続人に分割もできます。

(死亡退職金・生命保険金については受取人を選択後に決定してください)

ステップ5. 各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額

ステップ4で入力した分割情報に基づき、各人の相続税額が表示されます。

同時に、相続税を支払うための資金(納税不足分および財産完全防衛額)も表示されます。

また、ここから遺留分の侵害額、相続税の納税猶予、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することや、生前贈与による税額比較、二次相続の簡易計算もできます。

ステップ1-1. 基本情報の入力

ここでは被相続人の家族構成を続柄ごとに質問形式で答えていくことにより入力します。
各画面に表示される質問の内容を確認し、該当する項目を選択・入力してください。

Adobe Flash Player 10
平成27年度相続改正対応版

基本情報の入力

配偶者はいますか？
 いる いた(死別・離別) いない(未婚)

あなたは初婚ですか？
 はい(初婚) いいえ(再婚、再再婚等を含む)

配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？
 はい いいえ

次の質問へ

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、税制による目安ですので、金額等を保証することできません。個別の状況は必ず税理士等に相談ください。

質問内容

質問の内容は家族構成によって異なります。

【配偶者の遺族生活資金の不足額を求めたい場合】

「はい」をクリックし、配偶者の生年月日と月間希望生活費を入力します。

Adobe Flash Player 10
平成27年度相続改正対応版

基本情報の入力

配偶者はいますか？
 いる いた(死別・離別) いない(未婚)

あなたは初婚ですか？
 はい(初婚) いいえ(再婚、再再婚等を含む)

配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？
 はい いいえ

生年月日 1945年(昭和20年) 1月 1日

月間希望生活費 0 万円

次の質問へ

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、税制による目安ですので、金額等を保証することできません。個別の状況は必ず税理士等に相談ください。

ステップ1-2

基本情報の入力

配偶者はいますか？

いる いた(死別・離別) いない(未婚)

あなたは初婚ですか？

はい(初婚) いいえ(再婚、再再婚等を含む)

配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？

はい いいえ

生年月日

月間希望生活費 万円

基本情報の入力

先妻(先夫)など先の配偶者との間に子どもはいますか？

いる(死別・廃除・欠格を含む) いない

「いる」場合のその人数 人

現在の配偶者との間に子どもはいますか？
(配偶者の連れ子を養子にしている場合も含む)

いる(死別・廃除・欠格を含む) いない

「いる」場合のその人数 人

配偶者以外との子どもはいますか？
(いわゆる婚外子。あなたが男性の場合は認知していること)

いる(死別・廃除・欠格を含む) いない

「いる」場合のその人数 人

[次の質問へ](#)

基本情報の入力

子どもの生死と孫の人数

死別・廃除・欠格の子はチェックをはずしてください

先妻(先夫)等の子

子1の生存 孫(子1の子)の人数 人

子2の生存 孫(子2の子)の人数 人

現在の配偶者との子

子3の生存 孫(子3の子)の人数 人

子4の生存 孫(子4の子)の人数 人

[前の質問へ](#)

基本情報の入力

「養子」はいますか？

いる(孫養子含む) いない(死別を含む)

「いる」場合のその人数 人

ステップ1-3

基本情報の入力

「孫」を養子にしていますか？

はい いいえ

養子としている孫を選択してください。

先妻(先夫)との子の子(孫)

孫1(子1) 孫2(子1) 孫3(子2)

前の質問へ

基本情報の入力

両親はいますか？

いる いない

両親とも健在 父のみ 母のみ

次の質問へ

基本情報の入力

兄弟姉妹はいますか？

いる いない

「いる」場合のその人数 人

※被相続人本人は人数から除く

前の質問へ

基本情報の入力

ご家族以外に財産を渡したい方はいますか？

いる いない

親族(六親等以内の血族、三親等以内の姻族) 人

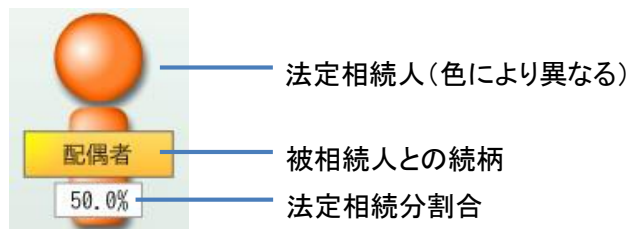
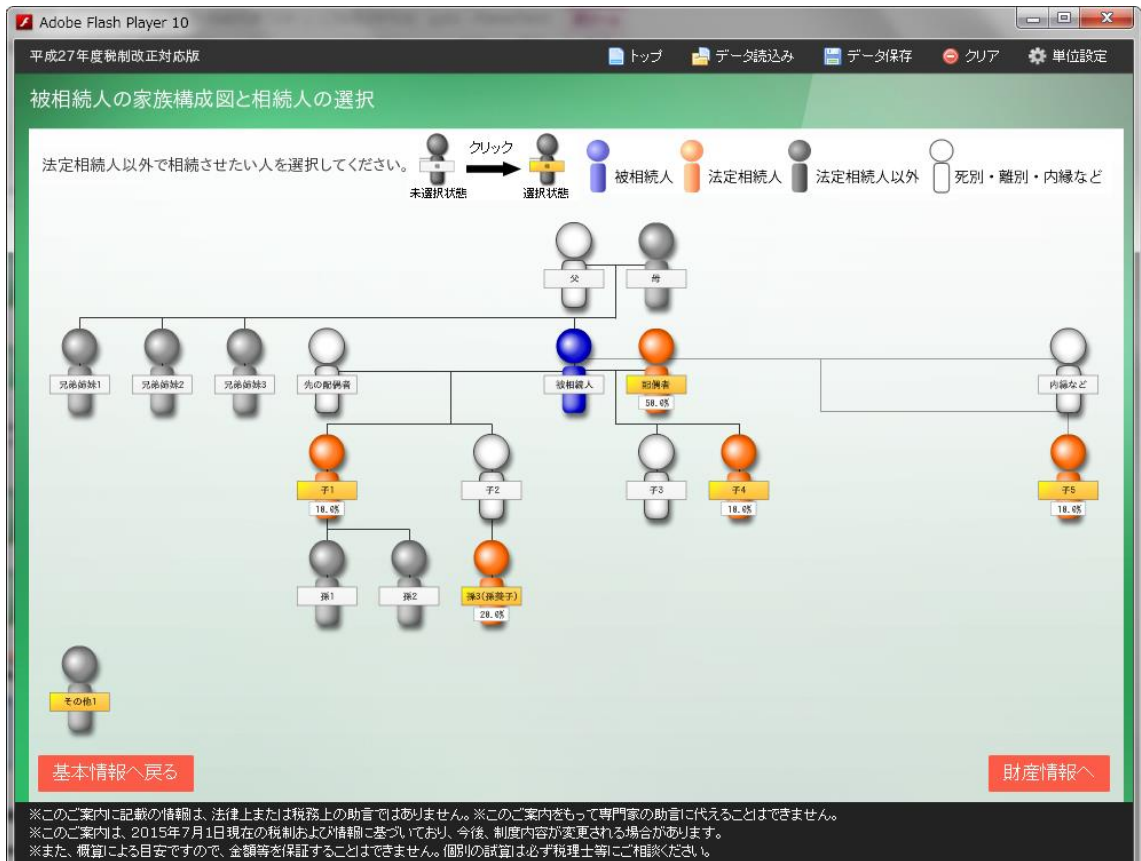
親族以外 人

前の質問へ

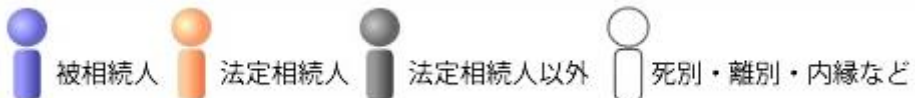
相続人等の一覧へ

ステップ2-1 . 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。



相続人種別



上記、家族構成図内の法定相続人以外の親族にも財産を相続させる設定ができます。財産を渡したい人のアイコン(人形)をクリックすると、被相続人との続柄の表示部分がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。



※先の配偶者や内縁などの配偶者以外の方は、クリックできません。財産を相続させたい場合は、家族以外に財産を渡したい親族以外の方として入力してください(直前の質問ページ)。

ステップ3. 相続財産の一覧

ここでは被相続人の財産を相続税評価額で入力します。

財産額は種別ごとに財産の評価額欄に直接入力します。自社株(出資評価額)・死亡退職金・生命保険金についてはそれぞれ専用の入力画面を用意しています。

● 相続財産の一覧

財産の種類	財産の評価額の参考	財産の評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	3,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	12,000 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	0 万円
自社株(出資評価額)		32,000 万円
上場株式・有価証券	課税時期の最終価格もしくは直近3ヶ月の月平均額の最高値のいずれか低い方×保有株式数	4,000 万円
預貯金	解約時手取金額	10,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	5,500 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	1,500 万円
自社法人への貸付金		0 万円
その他の財産	財産一式およびその権利(その他、宝石・貴金属・絵画・ゴルフ会員権など)	0 万円
▲借入金等	被相続人個人の債務残高(被相続人が連帯保証している保証債務は除く)	0 万円
合計		68,000 万円

**** 土地・建物 ****

- 入力金額の解説 3,000 万円
- 入力金額の解説 12,000 万円
- 入力金額の解説 0 万円

解説です。

ここに直接入力

自社株(出資評価額)・死亡退職金・生命保険金については、それぞれの項目にあるボタンをクリックし、専用の入力画面内で、入力してください。

** 専用入力画面 **

● 生命保険金

生命保険

「契約者」「被保険者」が被相続人の契約を入力してください。

受取人	保険金額	評価金額
★配偶者	4,000 万円	1,500万円
★配偶者	0 万円	0万円

死亡退職金

死亡退職金の受取人指定と退職金額を入力してください

受取人	退職金	評価金額
★配偶者	8,000 万円	5,500万円
★配偶者	0 万円	0万円
★配偶者	0 万円	0万円
★配偶者	0 万円	0万円

死亡退職金の受け取りは通常、配偶者や指定された相続人など一人です。しかし配偶者がなく子供が複数いて指定されていない場合には、退職金を相続人である子供全員で均等に分けることとなりますので、その場合は相続人である子供全員に退職金を均等に分けた金額を入力してください。

● 死亡退職金

入力金額の解説

● 自社株(出資評価額)

自社株(出資評価額)

株式会社・特例有限会社
 医療法人

1株あたりの評価額 1,000 円

被相続人の持株数 320,000 株

自社株評価額 32,000万円

自社株に係る相続税の納税進捗制度を受けますか?
 相続後の納税進捗制度が使えるかどうかを、『案件確認』ボタンから確認してください。

はい
 いいえ

発行済株式数 5,000,000 株

後継者は? ★子1

後継者が既に取得している株式数 0 株

※評価金額は、入力金額ではなく、非課税金額(500万円×法定相続人数)控除後の金額が表示されます。

ステップ4. 相続財産の分割情報

ステップ3で入力した財産を、それぞれの相続人の分割額に応じて入力します。

入力する際、各財産項目ごとに表示される評価額(相続財産の一覧で入力した金額)と、分割入力した金額の合計額が一致するように入力します(一致しない場合は、エラーメッセージが表示されます)。

なお、死亡退職金と生命保険金額については、受取人を既に入力(決定)しています(ステップ3で入力済み)ので、あらかじめその評価額が表示されます。

※評価額は、入力金額ではなく、非課税金額(500万円×法定相続人数)控除後の金額が表示されます。

平成27年度税制改正対応版

トップ データ読み込み データ保存 クリア 単位設定

相続財産の分割情報

★印は法定相続人です。

財産の種類	評価額: 万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★孫3(孫...	その他1
自宅用の土地・建物	3,000	3,000	0	0	0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	0	12,000	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0	0
自社株(出資評価額)	32,000	0	32,000	0	0	0	0
上場株式・有価証券	4,000	0	0	0	0	4,000	0
預貯金	10,000	0	5,000	1,000	2,000	1,500	500
死亡退職金	5,500	5,500	0	0	0	0	0
生命保険金	1,500	1,500	0	0	0	0	0
自社法人への貸付金	0	0	0	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0	0
合計(課税金額)	68,000	10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500

財産情報へ戻る 計算結果へ

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、概算による目安ですので、金額等を保証することできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。


相続人が7人以上の場合は画面右上に表示されるボタンで、相続人の表示を切り替えてください。
7人以上の場合は、各財産の合計額に注意してください。



ステップ5-1. 各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額





これまで入力した基本情報、財産、各相続人の課税金額から各人の相続税のシミュレーション結果を表示します。

この画面から、遺留分の侵害額、相続税の納税猶予、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することや、生前贈与による税額比較、二次相続の簡易計算もできます。

 ← 解説アイコン

平成27年度税制改正対応版

各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額 ★印は法定相続人です。

	合計額: 万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★孫3(孫...	その他1
各人の課税金額	68,000	10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500
各人の相続税額 	18,040	2,652	9,815	3,448	530	1,459	132
実際の納付税額 	15,413	0	9,815	3,448	530	1,459	159
実効税率	22.7%	0.0%	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%	31.8%
換金性資産額 	26,000	12,000	5,000	1,000	2,000	5,500	500
納税資金不足額 	7,264	0	4,815	2,448	0	0	0
不足額を補う 生命保険金額 	10,954	0	7,370	3,583	0	0	0
財産を全て残す為の 生命保険金額 	24,766	0	15,748	5,533	851	2,341	291

※単位金額(千円・万円)未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

生前贈与による税額比較 → ①

二次相続の簡易計算 → ②

分割情報へ戻る

印刷

分割した財産での遺留分の侵害額を計算をする

非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

配偶者の遺族生活資金の過不足について

遺留分侵害額 → ③

相続税の納税猶予 → ④

配偶者の遺族生活資金 → ⑤

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、概算による目安ですので、金額等を保証することできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

ステップ5-2

①生前贈与による税額比較

ここでは、これから実行する生前贈与によって軽減される相続税額の計算ができます。基礎控除(110万円)を上回る贈与を実行した場合には、軽減される相続税額と贈与税合計の合計額(納税額計)と実効税率も表示されます。

生前贈与による税額比較			
贈与する人数	<input type="text" value="1"/> 人	うち20歳以上の直系卑属の人数	<input type="text" value="0"/> 人
贈与する金額	<input type="text" value="150"/> 万円	贈与する期間	<input type="text" value="3"/> 年
累計贈与額	450万円		
贈与税合計	12万円	実効税率	2.7%
贈与を使用した場合の比較			
◆贈与を使用しない場合(相続税のみ)			
相続財産額	68,000万円	納付税額	15,413万円
		実効税率	22.7%
◆贈与を使用する場合(相続税+贈与税)			
相続財産額	67,550万円	相続税額	15,252万円
贈与額合計	450万円	贈与税合計	12万円
		納付税額計	15,264万円
		実効税率	22.4%
<small>※贈与を使用した場合の相続税額は前に入力した取得財産割合にて計算しています。 ※この「生前贈与による税額比較」画面は印刷されません。</small>			
			閉じる

②二次相続の簡易計算

配偶者自身の現在所有する財産(一次相続で取得する以外の財産)の入力が可能ですから、より正確な二次相続額の計算ができます。

二次相続の簡易計算	
一次相続での配偶者の相続財産分	15,000万円
<small>※一次相続において配偶者が「死亡退職金もしくは生命保険金に関する非課税枠」の適用を受けている場合には、実際に受取った死亡退職金額・生命保険金額を加算しています。</small>	
<small>※二次相続においては「小規模宅地の特例」が適用されないケースがあります。 適用できない場合には、課税財産が増加する可能性があります。 小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自身の現在所有する財産に、評価減分を加算してください。</small>	
配偶者自身の現在所有する財産	<input type="text" value="10,000"/> 万円
◆二次相続	
相続財産総額	25,000万円
二次相続税額	1,290万円
一次相続税額	15,413万円
合計額	16,703万円
<small>※一次相続で配偶者が「小規模宅地等の評価減の特例」や「死亡退職金もしくは生命保険金に関する非課税枠」の適用を受けている際には二次相続ではこれらの前提が相違することにより、一次相続で受け取った財産の増減が無い場合でも、この簡易計算における「相続財産総額」および「二次相続税額」が実際と大きく相違する場合があります。 ※この「二次相続の簡易計算」画面は印刷されません。</small>	
閉じる	

ステップ5-3

③ 遺留分侵害額

遺留分侵害額の計算は相続税額の計算とは異なり、民法上の遺産分割に係る財産額で計算しますので、土地・建物の入力については小規模宅地の評価減(居住地・事業用・貸家建付地)前の時価を入力して下さい。

平成27年度税制改正対応版

遺留分侵害額

★印は法定相続人です。

財産の種類	合計: 万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★孫3(孫...	その他1
自宅用の土地・建物	11,000	11,000	0	0	0	0	0
(相続税評価額)	3,000	3,000	0	0	0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	0	12,000	0	0	0
(相続税評価額)	12,000	0	0	12,000	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0	0
(相続税評価額)	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の財産額	46,000	0	37,000	1,000	2,000	5,500	500
生前贈与額	0	0	0	0	0	0	0
相続 + 贈与	69,000	11,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500
遺留分額	34,500	17,250	3,450	3,450	3,450	6,900	0
遺留分侵害額	9,100	6,250	0	0	1,450	1,400	0

相続税の結果へ戻る ※土地・建物の入力について:小規模宅地の評価減(居住地・事業用・貸家建付地)前の時価を入力してください。
※「上記以外の財産額」には、「▲借入金等」も含まれます。

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

④ 相続税の納税猶予

相続財産の一覧_自社株(出資額評価)の項目に入力いただいた情報により、猶予される税額と実際の納税額の計算結果が表示されます。入力時に後継者に指定していただいた方を、ステップ4の「相続財産の分割情報」入力時に自社株(出資評価額)を相続されるように入力しなければ、計算結果が表示されませんので、ご注意ください。

平成27年度税制改正対応版

相続税の納税猶予

★印は法定相続人です。

	合計額: 万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★孫3(孫...	その他1
各人の納付税額	15,413	0	9,815	3,448	530	1,459	159
猶予される税額	6,928	0	6,928	0	0	0	0
猶予後の相続税額	8,485	0	2,887	3,448	530	1,459	159

※単位金額(千円/万円)未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

納税猶予の対象となる株式数は…	納税が猶予される相続税額は…		
[A]後継者が相続時に取得する株式数	320,000株	後継者	★子1
[B]後継者が相続前から所有する株式数	0株	後継者の相続税額	9,815万円
[C]発行済株式総数	5,000,000株	特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額	8,134万円
(A+B) < (C×2/3)の場合	後継者が相続した株式数[A]	特例の適用を受ける自社株20%のみを相続した場合の相続税額	1,206万円
(A+B) ≥ (C×2/3)の場合	発行済株式総数の3分の2から後継者が相続前から所有する株式を引いた数 [C]×2/3-[B]	納税が猶予される相続税額	6,928万円
納税猶予の対象となる株式数	320,000株		

(注意)
詳しくは国税庁・中小企業庁のホームページや税理士にご相談ください。

相続税の結果へ戻る

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

ステップ5-4

⑤ 配偶者の遺族生活資金

基本情報の入力時の配偶者に関する質問「Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？」で「はい」をクリックし、「配偶者の生年月日」と「月間希望生活費」で入力した情報と「配偶者が相続する換金性資産の合計額」により算出した金額が表示されます。ただし、配偶者は女性を想定し、配偶者の平均余命は女性の平均余命で算出しております。また、遺族年金等の金額は考慮しておりません。

平成27年度税制改正対応版

配偶者の遺族生活資金

配偶者が相続する換金性資産の合計額	12,000万円
配偶者の納付税額	0万円
配偶者の今後の生活資金	16,800万円
(月間希望生活費 50万円 × 12 × 配偶者の平均余命年数 28年)	
※平均余命は「平成25年簡易生命表」より算出しております。	
配偶者の今後の生活資金の不足額	4,800万円

[相続税の結果へ戻る](#)

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、概算による目安ですので、金額等を保証することできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

印刷①

印刷は、「各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額」画面（【ステップ5】参照）内の【印刷】ボタンから行ないます。

印刷設定では、表紙に印刷される項目（担当者情報）の設定ができます。

平成27年度税制改正対応版

各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額 ★印は法定相続人です。

合計額：万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★孫3(孫...	その他1
各人の課税金額	68,000	10,000	37,000			
各人の相続税額	18,040	2,652				
実際の納付税額	15,413	0				
実効税率	22.7%	0.0%				
換金性資産額	26,000	12,000				
納税資金不足額	7,264	0				
不足額を補う生命保険金額	10,954	0				
財産を全て残すための生命保険金額	24,766	0				

※単位金額(千円)未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計

生前贈与による税額比較
二次相続の簡易計算

分譲情報へ戻る **印刷**

担当者情報

【印刷】ボタンをクリックすると、「印刷設定」画面が表示されます。

印刷設定

表紙に印刷される項目

お客様の名前 大阪 太郎

作成日 2016年(平成28年) 1月 21日

会社名 シャフト

支社名 中津支社

支社所在地1 大阪市北区

支社所在地2 中津

支社電話番号 06-1234-5678

担当者 大阪 花子

※プリンタの設定で[用紙の向き]を「横」にしてください。

設定読み込み 設定保存 キャンセル 印刷開始

印刷表紙例

平成27年度税制改正対応版

この機会に考えてみましょう!!
あなたとご家族の相続のこと

シミュレーション結果

大阪 太郎 様

作成日：2016年1月21日

シャフト
中津支社
大阪市北区
中津
TEL: 06-1234-5678
担当者：大阪 花子

担当者情報

※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

印刷②

「印刷設定」画面で入力した担当者情報を保存しておきますと、印刷する度に入力することなく、読み込みを行うことで担当者情報を設定することができます。

保存できる項目は、次の6項目です。

- | | | |
|------|---------|---------|
| ・会社名 | ・支社所在地1 | ・支社電話番号 |
| ・支社名 | ・支社所在地2 | ・担当者 |

お客様の名前と作成日は、保存されませんので入力が必要となります。



●設定保存

[設定保存]ボタンをクリックすると、ファイルの保存場所を指定するダイアログボックスが表示されます。ファイルの場所やファイル名を指定して[保存]をクリックしてください。



なお、ファイル名の初期値は「cfg.xml」または「cfg」と表示されますので、ファイル名を担当者の名前など(例:「担当者(大阪花子)の設定情報.xml」または「担当者(大阪花子)の設定情報」)に変更して保存されることをお勧めします。

●設定読み込み

[設定読み込み]ボタンをクリックすると、読み込むファイルを指定するダイアログボックスが表示されます。ファイルの場所やファイル名を指定して[開く]をクリックしてください。



注意：

保存されたファイル名(xmlファイル)をダブルクリックなどで直接開くことはできません。印刷設定の読み込みは、必ず、[設定読み込み]から行ってください。

また、上記の[設定保存]ボタンで保存されたファイルを指定してください。

印刷③

「印刷設定」画面の[印刷開始]ボタンをクリックすると、プリンタ設定のダイアログボックスが表示されます。
必ず、「用紙の向き」を[横]に設定してから印刷を行ってください。

印刷設定

表紙に印刷される項目

お客様の名前

作成日

会社名

支社名

支社所在地1

支社所在地2

支社電話番号

担当者

※プリンタの設定で[用紙の向き]を「横」にしてください。

印刷されるページ

- ・表紙
- ・被相続人の家族構成図
- ・相続財産の一覧
- ・相続財産の分割情報
- ・各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額
- ・遺留分侵害額
- ・相続税の納税猶予(*)
- ・配偶者の遺族生活資金(*)

(*)それぞれの数値が入力された場合のみ印刷されます。

※印刷される枚数は、家族構成や相続人の人数などによって異なります。

印刷結果例①

平成27年度税制改正対応版

この機会に考えてみましょう!!
あなたとご家族の相続のこと

シミュレーション結果

大阪 太郎 様

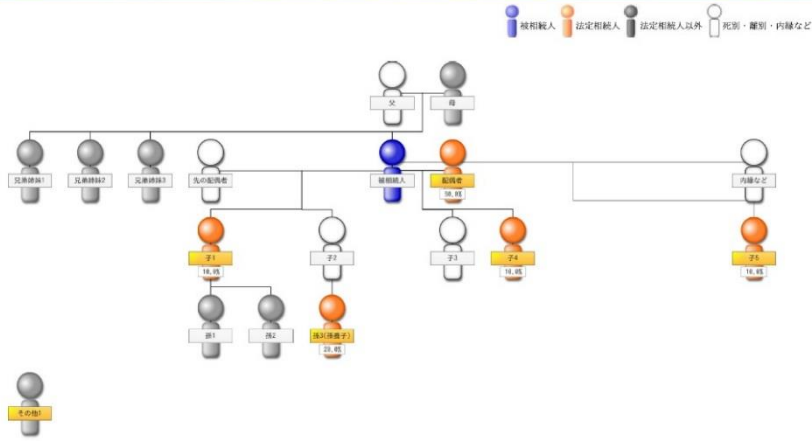
作成日：2016年1月21日

シャフト
中津支社
大阪市北区
中津
TEL: 06-1234-5678
担当者: 大阪 花子

注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

被相続人の家族構成図

平成27年度税制改正対応版



注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

1/7

相続財産の一覧

平成27年度税制改正対応版

財産の種類	評価額の参考	評価額	
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	3,000万円	自社株(出資評価額)
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	12,000万円	
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	0万円	
自社株(出資評価額)		32,000万円	1株あたりの評価額 1,000円
上場株式・有価証券	当月を含む直近3ヶ月での最安値×保有株式数の合計額	4,000万円	被相続人の持株数 320,000株
預貯金	解約時手取金額	10,000万円	評価額合計 32,000万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	5,500万円	死亡退職金
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	1,500万円	
自社法人への貸付金		0万円	
その他の財産	財産一式のおよその価額。宝石・貴金属・絵画など、ゴルフ会員権は時価の7割。	0万円	死亡退職金額 8,000万円
▲借入金等	被相続人個人の債務残高(被相続人が連帯保証している保証債務残高は除く)	0万円	非課税金額※ 2,500万円
		合計	評価額合計 5,500万円
			※非課税金額=500万円×法定相続人の数(5人)
			生命保険金
			受取金額合計 4,000万円
			非課税金額※ 2,500万円
			評価額合計 1,500万円
			※非課税金額=500万円×法定相続人の数(5人)

注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

2/7

印刷結果例②

相続財産の分割情報		平成27年度税制改正対応版						
財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★印は法定相続人です。					★孫3（孫養子・子2等の他1）
			★子1	★子4	★子5	★子3	★子2	
自宅用の土地・建物	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	0	12,000	0	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0	0	0
自社株(出資評価額)	32,000	0	32,000	0	0	0	0	0
上場株式・有価証券	4,000	0	0	0	0	4,000	0	0
預貯金	10,000	0	5,000	1,000	2,000	1,500	500	0
死亡退職金	5,500	5,500	0	0	0	0	0	0
生命保険金	1,500	1,500	0	0	0	0	0	0
自社法人への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(課税金額)	68,000	10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500	

注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

3/7

各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額		平成27年度税制改正対応版						
各人の課税金額	合計額：万円	★配偶者	★印は法定相続人です。					★孫3（孫養子・子2等の他1）
			★子1	★子4	★子5	★子3	★子2	
各人の課税金額	68,000	10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500	
課税遺産総額に対する割合		14.7%	54.4%	19.1%	2.9%	8.0%	0.7%	
各人の相続税額	18,040	2,652	9,815	3,448	530	1,459	132	
実際の納付税額	15,413	0	9,815	3,448	530	1,459	159	
実効税率	22.7%	0.0%	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%	31.8%	
換金性資産額	26,000	12,000	5,000	1,000	2,000	5,500	500	
納税資金不足額	7,264	0	4,815	2,448	0	0	0	
不足額を補う生命保険金額	10,954	0	7,370	3,583	0	0	0	
財産を全て残すための生命保険金額	24,766	0	15,748	5,533	851	2,341	291	

※単位金額（千円・万円）未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

4/7

遺留分侵害額		平成27年度税制改正対応版						
財産の種類	合計額：万円	★配偶者	★印は法定相続人です。					★孫3（孫養子・子2等の他1）
			★子1	★子4	★子5	★子3	★子2	
自宅用の土地・建物	11,000	11,000	0	0	0	0	0	
相続税評価額	3,000	3,000	0	0	0	0	0	
事業用の土地・建物	12,000	0	0	12,000	0	0	0	
相続税評価額	12,000	0	0	12,000	0	0	0	
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0	0	
相続税評価額	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外の財産額	46,000	0	37,000	1,000	2,000	5,500	500	
生前贈与額	0	0	0	0	0	0	0	
相続+贈与	69,000	11,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500	
遺留分額	34,500	17,250	3,450	3,450	3,450	6,900	0	
遺留分侵害額	9,100	6,250	0	0	1,450	1,400	0	

注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
 ※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

5/7

印刷結果例③

相続税の納税猶予		平成27年度税制改正対応版					
合計額：万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★孫3（孫義子・子孫の他1）		
各人の納付税額	15,413	0	9,815	3,448	530	1,459	159
猶予される相続税額	6,928	0	6,928	0	0	0	0
猶予後の相続税額	8,485	0	2,887	3,448	530	1,459	159

★印は法定相続人です。

猶予対象となる株式数は…		納税が猶予される相続税額は…	
A 後継者が相続時に取得する株式数	320,000株	後継者	★子1
B 後継者が相続前から所有する株式数	0株	後継者の相続税額	9,815万円
C 発行済株式総数	5,000,000株	特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額	8,134万円
(A+B) < (C×2/3)の場合	後継者が相続した株式数 [A]	特例の適用を受ける自社株20%のみを相続した場合の相続税額	1,206万円
(A+B) ≥ (C×2/3)の場合	発行済株式総数の3分の2から後継者が相続前から所有する株式数を引いた株式数 [C×2/3-B]		
納税猶予の対象となる株式数 320,000株		納税が猶予される相続税額 6,928万円	

注 相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者（被相続人）の要件、先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについて「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。
また、相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。詳しくは国税庁・中小企業庁のホームページや税理士にご相談ください。

注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

6/7

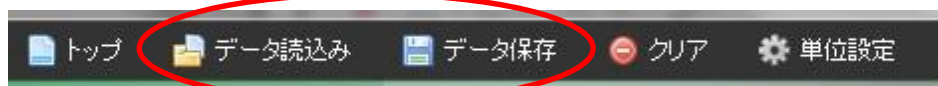
配偶者の遺族生活資金		平成27年度税制改正対応版
配偶者が相続する換金性資産の額	12,000万円	
配偶者の納付税額	0万円	
配偶者の今後の生活費	16,800万円	
月間希望生活費 50万円 × 12ヶ月 × 配偶者の平均余命年数 28年		
※平均余命年数は「平成25年簡易生命表」より算出しております。		
配偶者の今後の生活資金の不足額	4,800万円	

注意事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。
※また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

7/7

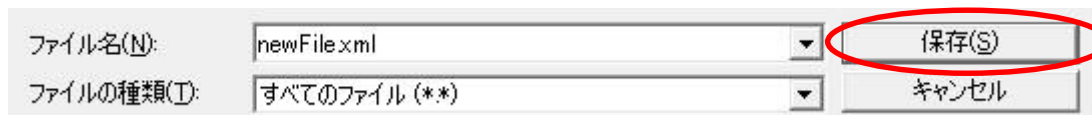
データ保存とデータ読み込み

入力したデータ(基本情報や相続財産など)の保存、保存したデータの読み込みは、画面上部にあるボタンをクリックします。



●データ保存

[データ保存]ボタンをクリックすると、ファイルの保存場所を指定するダイアログボックスが表示されます。ファイルの場所やファイル名を指定して[保存]をクリックしてください。



なお、ファイル名の初期値は「newFile.xml」または「newFile」と表示されますので、ファイル名をお客様の名前など(例:「大阪太郎さま.xml」または「大阪太郎さま」)に変更して保存されることをお勧めします。

●データ読み込み

[データ読み込み]ボタンをクリックすると、読み込むファイルを指定するダイアログボックスが表示されます。ファイルの場所やファイル名を指定して[開く]をクリックしてください。



注意：

保存されたファイル名(xmlファイル)をダブルクリックなどで直接開くことはできません。データの読み込みは、必ず、[データ読み込み]ボタンから行ってください。

また、上記の[データ保存]ボタンで保存されたファイルを指定してください。

単位設定

本ソフトでは、金額の入力および表示単位を万円と千円に切り替えることができます。



- [単位設定]ボタンをクリックすると単位切り替えのための画面が表示されます。



- 単位設定が[万円]の場合

財産の種類	評価額: 万円	★配偶者
自宅用の土地・建物	3,000	3,000
事業用の土地・建物	12,000	0
その他の土地・建物	0	0
自社株(出資評価額)	32,000	0
上場株式・有価証券	4,000	0
預貯金	10,000	0
死亡退職金	5,500	5,500
生命保険金	1,500	1,500

- 単位設定が[千円]の場合

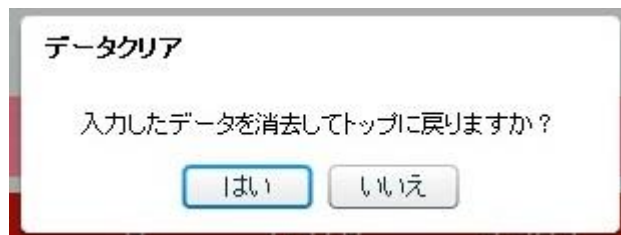
財産の種類	評価額: 千円	★配偶者
自宅用の土地・建物	30,000	30,000
事業用の土地・建物	120,000	0
その他の土地・建物	0	0
自社株(出資評価額)	320,000	0
上場株式・有価証券	40,000	0
預貯金	100,000	0
死亡退職金	55,000	55,000
生命保険金	15,000	15,000

入力情報のクリア

入力情報をすべて削除し、初期状態から始めたい場合は、画面上部にあるボタンをクリックします。



[クリア]ボタンをクリックすると、確認メッセージが表示されます。



[はい]をクリックすると、入力された情報はすべて削除され、「トップ画面」に戻ります。

著作・制作：

SHAFT

株式会社シャフト